

大磯町監査公表第 5 号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年7月12日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 奥津 勝子

## 監査結果報告書

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 監査の対象部課等

都市建設部都市計画課

### 3. 監査の範囲及び事務

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに執行された平成 30 年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

### 4. 監査の実施期間

平成 31 年 5 月 21 日から令和元年 6 月 20 日まで

### 5. 監査の方法及び監査項目

平成 31 年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。

なお、監査に際しては、監査対象課である都市計画課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

### 6. 所掌事務の概要

都市計画の策定及び総合調整、まちづくり条例に係る事務、都市公園、運動公園に関する事務、都市計画法に基づく同意及び協議、県知事の許可する建築についての経由事務、建築行為等の許可に係る経由事務、大磯駅周辺整備に関する事務、邸園文化圏再生構想の推進に関すること等を行っている。

### 7. 監査の結果

平成 30 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。